

## 鳴門市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、市民一人ひとりの多様な生き方、個性、価値観等を互いに認め合い、誰もが自分らしく生きやすい社会の実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) **パートナーシップ** 互いを人生のパートナーとして、日常の生活において相互に協力し合うことを約した2者間の関係であって、その一方又は双方の性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性愛のみでない者又は性自認（自己が認識している性別をいう。）が戸籍上の性と異なる者であるものをいう。
- (2) **ファミリーシップ** パートナーシップにある2者の一方又は双方に、民法（明治29年法律第89号）に規定する成年に達していない子（養子を含む。以下「未成年の子」という。）がいる場合であって、当該未成年の子の養育等に関して、相互に協力し合うことを約したものをいう。
- (3) **パートナーシップの宣誓** パートナーシップにある2者が、市長に対して、双方が互いのパートナーであることを宣誓することをいう。
- (4) **ファミリーシップの宣誓** パートナーシップにある2者が、市長に対して、未成年の子の養育について相互に協力することを宣誓することをいう。

(対象者の要件)

**第3条** パートナーシップの宣誓を行うことができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 民法第4条に規定する成年に達していること。
  - (2) パートナーシップの宣誓をしようとする者（以下「宣誓希望者」という。）の一方又は双方の性的指向が異性愛のみでない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者であること。
  - (3) 宣誓希望者が市内に住所を有していること（当該宣誓日から原則1月以内に市内への転入を予定している場合を含む。）。
  - (4) 配偶者（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がいない、かつ、宣誓希望者以外の者とパートナーシップの宣誓又は他の地方公共団体で実施している本制度と同様の宣誓若しくは登録をしていないこと。
  - (5) 宣誓希望者同士が直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと。
- 2 ファミリーシップの宣誓を行うことができる者は、未成年の子が宣誓希望者の一方又は双方と同居しており、かつ、生計が同一であるものとする。

(宣誓の方法)

**第4条** 宣誓希望者は、宣誓する日時等について事前に市と調整の上、市職員の面前においてパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に自ら署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。宣誓日から原則1月以内に市内への転入を予定している者(以下「転入予定者」という。)にあつては、その事実が確認できる書類)

(2) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)、独身証明書その他独身であることを確認できる書類(宣誓日前3月以内に発行されたものに限る。)

(3) ファミリーシップの宣誓を行う場合は、次に掲げる書類

ア 未成年の子の住民票の写し

イ 未成年の子が宣誓希望者の一方又は双方の実子又は養子であることが確認できる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 宣誓書には、宣誓希望者が自ら署名しなければならない。ただし、自ら署名することができないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 宣誓希望者は、宣誓書の提出その他の手続をする際、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。この場合において、前項ただし書きの規定により代筆を行う場合は、代筆を行う者についても同様とする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券(パスポート)

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

4 転入予定者は、転入後速やかに、住民票の写しその他の転入の事実を証明する書類を市長に提出するものとする。

(宣誓の受領証明)

**第5条** 市長は、宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ・ファミリーシップ登録簿(様式第2号。以下「登録簿」という。)への登録を行うとともに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証(様式第3号。以下「受領証」という。)及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード(様式第4号。以下「受領証カード」という。)を交付することにより宣誓書の受領証明を行う。

(通称の使用)

**第6条** この要綱に基づく届出その他の手続には、戸籍上の氏名と併せて通称(氏名以

外の呼称であって、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために登録簿に記載することが必要であると認められるものをいう。)を使用することができる。

- 2 市長は、通称の使用を認める挙証資料として、通称で届いた郵便物等の提示を求める。

(受領証等の再交付)

**第7条** 宣誓者が、受領証又は受領証カードを紛失、き損、汚損等したときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、受領証又は受領証カードの再交付を申請することができる。

- 2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたとき、適当と認めた場合は、受領証又は受領証カードを再交付するものとする。

(内容の変更)

**第8条** 宣誓者は、パートナーシップの宣誓又はファミリーシップの宣誓をした内容に変更が生じた場合は、速やかにパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届(様式第6号。以下「変更届」という。)に変更事項が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により変更届の提出を受けたときは、登録簿に登録した内容を変更するとともに、変更後の内容を記した受領証及び受領証カードを発行する。この場合において、宣誓者は、変更前の受領証及び受領証カードを市長に返還しなければならない。

(受領証等の返還)

**第9条** 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第7号)を市長に提出するとともに、受領証及び受領証カードを返還しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。
- (4) 転入予定の宣誓者にあっては一方又は双方が市内に転入しなかったとき。
- (5) 第3条第1項第4号に該当しなくなったとき。
- (6) その他宣誓の対象者に該当しなくなったとき。

(事務の所管)

**第10条** パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する事務は、鳴門市健康福祉部人権推進課において行う。

(個人情報の取扱い)

**第11条** 市長は、宣誓者から提出された個人情報については、鳴門市個人情報保護条

例（平成16年鳴門市条例第2号）に基づき適切に取り扱わなければならない。

（市民及び事業者への周知）

**第12条** 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われた宣誓の趣旨を理解し、市民一人ひとりの多様な生き方、個性、価値観等が最大限尊重され、公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めるものとする。

（委任）

**第13条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定める。

#### **附 則**

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。